



十一 利率  
 十二 経過利率  
 の払込み

年二・三パーセント  
 日本郵政公社は、払込金額  
 に加え、次の算式により算出  
 た金額を第十八号に規定する  
 日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{2.3}{100} \times \frac{40}{365}}$$

十三 初期利子

平成十九年三月二十日を  
 とし、次の算式により算出  
 金額を支払う。ただし、支  
 が銀行休業日に当たるときは、  
 その翌営業日に支払う。以下、  
 次号及び第十五号において規定  
 する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{2.3}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十四 第二期利子  
 毎年の三月二十日及び九月二十  
 を支払期とし、各支払期におい  
 て、その日以前六箇月に属する  
 利子を支払う。  
 平成三十八年九月二十日  
 額面金額百円につき百円  
 日本銀行  
 平成十八年十月三十日

十五 償還金額  
 十六 償還期限  
 十七 元利支  
 十八 払込期日